

## 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難所としての使用に関し、幕別町（以下「甲」という。）と帯広信用金庫（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、幕別町内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の所有する災害用LPガス施設等の設備を整備した施設を一時避難所として町民等を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （一時避難所の指定及び周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力緊急一時避難所として位置付け、町民に周知する。

### （使用する施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として町民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設の名称	帯広信用金庫札内支店
所在地	中川郡幕別町札内中央町380番地
所有者	帯広信用金庫
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート構造2階建て
建築年	平成27年1月
耐震性	問題なし
主な設備	災害用LPガス施設等

### （使用範囲）

第4条 一時避難所として使用する範囲は次のとおりとする。

避難場所	お客様ロビー
使用床面積	約100㎡
収容人数	50人程度

### （施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築により当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設の利用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

#### (一時避難所の開設)

第6条 甲は、大規模な地震や火災等が発生し、著しく町民等の生命を脅かす事態になり、使用施設に避難させる必要があると認めるときは、乙に対して使用施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書(第1号様式)により行うものとする。ただし、やむを得ない事情で文書により要請できない場合は、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

3 前項の規定によらず、緊急を要する事態が発生したと乙が判断し、自主的に一時避難所の開設を行った場合には、甲にその旨を報告するものとする。

#### (避難者の誘導)

第7条 乙は、使用施設へ避難する者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

#### (備蓄品の提供)

第8条 甲は、第6条第1項に規定する要請を行った場合、一時避難所として受け入れが可能な人数分の備蓄品(アルファ化米及び飲料水等)を速やかに一時避難所へ届けるものとする。

#### (費用の負担)

第9条 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。

#### (使用期間)

第10条 一時避難所の使用期間は、甲が設置する指定緊急避難所又は指定避難所が開設されるまでとする。ただし、甲の要請により乙が承諾した場合は、これを延長することができる。

#### (一時避難所の閉鎖)

第11条 第6条に基づき開設した一時避難所を閉鎖するときは、甲は乙に対しその旨を連絡し、合わせて文書(第2号様式)により通知するものとする。

#### (連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては町民課長、乙においては帯広信用金庫札内支店長とする。

#### (使用中の事故に対する責任)

第13条 避難者が故意又は過失により乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が

責任をもって乙に対して損害の賠償に当たるものとする。

2 避難者の施設内で発生した事故等について、乙は責任を負わないものとする。

(効力)

第14条 本協定は、平成27年2月23日から施行する。なお、甲乙双方から特段の申し出がない限り、本協定は継続して効力を有するものとする。

2 本協定を解約するときは、甲乙双方又は一方が解約日30日前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成27年2月2日

中川郡幕別町本町130番地

甲

幕別町

幕別町長 岡田和夫



帯広市西3条南7丁目2番地

乙

帯広信用金庫

理事長 増田正二

